

CLAIR REPORT No. 491

オーストラリアにおける性的マイノリティへの政策

Clair Report No.491 (December 6, 2019)

(一財) 自治体国際化協会 シドニー事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御叱責を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

はじめに

我が国においては、性的マイノリティの方々に対する支援施策を充実させる動きが、先進的な市区町村を中心に、広がってきている。

一方、オーストラリアでは、歴史的に、長い間、同性愛行為が犯罪とされてきたが、1970年代以降、同性愛行為の非犯罪化が各州等で進められ、さらに、性的指向等に係る差別が禁止され、2017年には、同性婚が法制化された。また、地方自治体（日本の市町村に相当）においても、性的マイノリティの人々を支援する幅広い取り組みが進められてきている。

本稿は、オーストラリアにおける性的マイノリティの方々を取り巻く環境を、こうした歴史的な背景や、現在の具体的な状況、同性婚の法制化の経緯を含め、詳細に紹介している。また、本稿は、オーストラリアの連邦政府、州政府、そして地方自治体の性的マイノリティの方々に対する政策を、法制度面を含め、丁寧に紹介している。特に、地方自治体における性的マイノリティの方々に対する支援策を、同性婚法制化前の取り組みを含め幅広く示すことも、本稿が目指すところである。

本稿に示すオーストラリアにおける性的マイノリティの方々に対する政策が、日本各地に広がってきている性的マイノリティの方々に対する支援施策の検討や展開に際し参考になれば、幸いである。

(一財) 自治体国際化協会シドニー事務所長
赤岩 弘智

目次

はじめに.....	1
概要	3
第1章 性的マイノリティを取り巻く状況	4
第1節 日本における性的マイノリティの状況	4
第2節 オーストラリアにおける性的マイノリティの歴史的背景	5
第3節 オーストラリアにおける同性婚法制化	7
第4節 オーストラリアにおける性的マイノリティの状況	10
第5節 オーストラリアにおける性的マイノリティの認知向上の取組	12
第2章 オーストラリアにおける性的マイノリティに対する政策	16
第1節 連邦政府	16
第2節 州・特別地域政府	18
第3節 地方自治体	20
1 シドニー市	20
2 インナーウエスト市	23
おわりに.....	25
参考文献.....	27

概要

近年、我が国においても性的マイノリティ（性的少数者、LGBT や LGBTIQ、LGBTQIA 等とも呼ばれる）への政策に関心が持たれるようになり、一部の地方自治体においても支援の取組が進められている。

2015年に東京都渋谷区では「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」が施行され、本条例に基づくパートナーシップ証明書が発行されている他、同年に東京都世田谷区では「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」が制定され、同要綱に基づく宣誓書を当事者が受け取ることができる等の制度が定められている。また、現在、同様の制度の確立に向けた取組を進めている、またはこれから検討する、といった地方自治体も多く存在する。

一方、オーストラリアでは、2017年12月、同性婚が法制化されたが、この法制化に至るまでには同性婚賛成派と反対派が議論を重ね、同性婚法制化にかかる国民投票法案は連邦議会で否決されたものの、法制化の賛否について国民の意見を問う、国内全土にわたる郵便による調査を、オーストラリア連邦政府が実施した上で、法制化の結果に至っている。

このレポートでは、第1章で性的マイノリティを取り巻く状況について報告する。国民の約4分の1がオーストラリア国外生まれであり、様々な背景を持つ国民がいる多文化主義国家オーストラリアにおける、同性婚法制化の賛否に関する郵便調査の結果や、オーストラリア連邦政府機関等の公表データで明らかにされているオーストラリアの性的マイノリティの状況について、また、性的マイノリティの認知向上を目的に開催されているイベントについて紹介する。

第2章では、性的マイノリティに対するオーストラリア連邦政府、州・特別地域政府、地方自治体の政策について報告する。連邦国家であるオーストラリアでは、連邦政府、州・特別地域政府がそれぞれ法律を制定しているため、性的マイノリティに対する法制度の変遷について紹介するとともに、地方自治体における取組について紹介する。

第1章 性的マイノリティを取り巻く状況

第1節 日本における性的マイノリティの状況

日本において2016年に全国の20歳から59歳の個人10万人を対象（有効回答者数は8万9,366人）に実施されたスクリーニング調査¹の結果によると、約8.0%が性的マイノリティに該当し、全体の5.9%がLGBT²に該当するとされている。

日本の地方自治体においては、性的マイノリティへの政策として、大阪市淀川区が「LGBT支援宣言³」をし、LGBTに対する理解や人権を尊重するまちづくりを進めることを表明する等、LGBTへの支援の取組がなされ、2015年11月から、東京の渋谷区と世田谷区が、同性カップルのパートナーシップを公的に認める制度を開始し、その後、他の地方自治体に広がりを見せている⁴。なお、上記スクリーニング調査によると、LGBTという言葉を知っている人がストレート（異性愛者）で約53%、LGBTで約71%とされている。

2018年7月に指定都市市長会から「性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度を含めた取組の強化に関する指定都市市長会要請⁵」が内閣府あてになされたほか、2019年2月には有志により、「LGBT自治体施策提言集⁶」がまとめられるなど、性的マイノリティに対する支援を求める動きが広がっている。

表1 日本国内におけるパートナーシップ制度導入自治体

	地方自治体名	実施根拠	施行日
1	東京都渋谷区	渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例	2015年4月1日条例施行 2015年11月5日証明書交付開始
2	東京都世田谷区	世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	2015年11月1日
3	三重県伊賀市	伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	2016年4月1日
4	兵庫県宝塚市	宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	2016年6月1日
5	沖縄県那覇市	那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱	2016年7月8日
6	北海道札幌市	札幌市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	2017年6月1日
7	福岡県福岡市	福岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	2018年4月1日
8	大阪府大阪市	大阪市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱	2018年7月9日
9	東京都中野区	中野区パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱	2018年8月20日
10	群馬県大泉町	大泉町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	2019年1月1日

¹ 株式会社LGBT総合研究所、LGBT意識行動調査、<<https://www.hakuhodo.co.jp/uploads/2016/05/HDYnews0601.pdf>>（Accessed 2019-03-12）

² 「Lesbian」、「Gay」、「Bisexual」、「Transgender」の単語の頭文字をとったもの。性的少数者の代表的な類型を総称する用語として用いられている。なお、オーストラリアにおいては、「Intersex」「Queer/Questioning」を含め、LGBTIQという用語が一般的に用いられている。

³ 淀川区ウェブサイト<<http://niji-yodogawa.jp/>>（Accessed 2019-01-08）

⁴ 表1参照（2019年1月1日現在、各自治体ホームページから作成）

⁵ 指定都市市長会ウェブサイト

<http://www.siteitosi.jp/activity/honbun/h30_07_23_03.html>（Accessed 2019-03-05）

⁶ LGBT自治体施策提言集ウェブサイト<<https://regionallgbtpolicy.jp/>>（Accessed 2019-02-25）

第2節 オーストラリアにおける性的マイノリティの歴史的背景

古くは大英帝国植民地時代から、オーストラリアの性的マイノリティの人々は、同性愛を理由に迫害や差別、処罰の対象となってきたが、同性愛行為を非犯罪化する動きが始まった1970年代以降、2017年12月の同性婚法制化に至るまでの間、オーストラリアでは長い時間をかけ、性的マイノリティの認知を図るイベントや受入に関する制度改正が行われてきた。

オーストラリアでは大英帝国植民地の時代から、大英帝国の反同性愛法が適用され、1901年に大英帝国から独立した後も各州・特別地域において同法が引き継がれ同性愛行為は犯罪とされた。オーストラリア国内全ての州・特別地域で同性愛行為が非犯罪化されたのは、タスマニア州において関係する法が改正された1997年である。同性愛行為が非犯罪化されると、性的マイノリティに関する議論の焦点は性的マイノリティの人権に移り、同性婚法制化をめぐる議論が重ねられ、2017年には同性婚が法制化されるに至った（表2）。

オーストラリアにおける婚姻は、婚姻法⁷に規定されている。同法の1961年の制定から2004年の改正に至るまでの間、同法第46条において「結婚は、オーストラリアの法においては、男性と女性の間で交わされるもの」と規定されていたものの、他国における結婚のオーストラリア国内における法的効果については明記されていなかった。しかし、2004年に同法が改正された際、「結婚とは一人の男性と一人の女性との間の結束」とであると定義された。これによりオーストラリア国内において同性婚は完全に認められないものとなった（表2）。

その後、2017年12月に同性婚が法制化されるまで、連邦議会では同性婚法制化が試みられ、また、その間に性的マイノリティの人々の人権にかかる制度改正が行われた⁸。

⁷ Marriage act 1961

⁸ SBS, *A definitive timeline of LGBT+ rights in Australia*, <<https://www.sbs.com.au/topics/sexuality/agenda/article/2016/08/12/definitive-timeline-lgbt-rights-australia>> (Accessed 2019-03-01)

表2 オーストラリア婚姻法改正内容（一部抜粋）⁹

年	婚姻法該当部分（「結婚」の定義）
1961 制定	<p>第5条 — 該当する記述なし —</p> <p>第46条（一部抜粋） "Marriage, according to law in Australia, is the union of <u>a man and a woman</u> to the exclusion of all others, voluntarily entered into for life." “結婚とは、オーストラリアにおける法律においては、一人の男性と一人の女性が、他の全ての人を除外し自発的に生涯にわたる関係を締結するものである。”</p>
2004 改正	<p>第5条（一部抜粋） marriage means the union of <u>a man and a woman</u> to the exclusion of all others, voluntarily entered into for life. “結婚とは、一人の男性と一人の女性が、他の全ての人を除外し自発的に生涯にわたる関係を締結するものである。”</p> <p>第46条（一部抜粋） "Marriage, according to law in Australia, is the union of <u>a man and a woman</u> to the exclusion of all others, voluntarily entered into for life." “結婚とは、オーストラリアにおける法律においては、一人の男性と一人の女性が、他の全ての人を除外し自発的に生涯にわたる関係を締結するものである。”</p>
2017 改正	<p>第5条（一部抜粋） marriage means the union of <u>2 people</u> to the exclusion of all others, voluntarily entered into for life. “結婚とは、2名が、他の全ての人を除外し自発的に生涯にわたる関係を締結するものである。”</p> <p>第46条（一部抜粋） "Marriage, according to law in Australia, is the union of <u>2 people</u> to the exclusion of all others, voluntarily entered into for life." “結婚とは、オーストラリアにおける法律においては、2名が、他の全ての人を除外し自発的に生涯にわたる関係を締結するものである。”</p>

⁹ 婚姻法改正時には他の条文等もあわせて改正されている項目があるが、本項では第5条及び第46条の該当する一部分のみを抜粋して記載している。

第3節 オーストラリアにおける同性婚法制化

2017年12月9日、オーストラリアで同性婚を認める法律が施行された。

同性婚法制化にあたっては、2017年9月から11月の約2か月間にわたり、国内全土を対象とする郵便による意識調査（Australian Marriage Law Postal Survey）が、オーストラリア連邦政府により行われた（図1）。この郵便調査は、国民に参加が義務付けられたものではなく、任意参加であった。しかしながら、有権者¹⁰のおよそ8割（79.5%）がこの調査に参加した。

図2に示すのは、オーストラリア全土における調査参加率及び参加者の性別や年齢構成である。国内全ての州・特別地域¹¹において過半数を超える有権者が郵便調査に参加した。男性よりも女性の参加率が高く、18歳から19歳の参加率が高いことを除くと、概ね年齢層が高くなるにつれて参加率も高くなる傾向が見られる。特に70歳から74歳では、男女ともに89%を超える参加率であった¹²。

郵便調査の結果は同年11月15日に発表された。図3に示すのは全豪及び州・特別地域毎の調査結果である。この図が示すとおり、調査参加者の61.6%（約780万人）が同性婚に賛成という結果となった¹³。この調査結果はオーストラリア全土で注目され、同性婚法制化に向けた大きな後押しとなった。

¹⁰ オーストラリア選挙委員会（Australian Electoral Commission）に選挙人として登録している者

¹¹ 州（6）：ニュー・サウス・ウェールズ州/NSW、ビクトリア州/VIC、クイーンズランド州/QLD、南オーストラリア州/SA、西オーストラリア州/WA、タスマニア州/TAS
特別地域（2）：北部特別地域/NT、首都特別地域/ACT

¹² 公表結果のうち、一部の有権者の属性情報は、有権者本人の希望等により公表されていない。

¹³ Australian Bureau of Statistics, 1800.0 - Australian Marriage Law Postal Survey, 2017, <<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/mf/1800.0>> (Accessed:2019-01-08)

図1 郵便調査様式¹⁴

Australian Bureau of Statistics

Survey Form
Australian Marriage Law Postal Survey
オーストラリア婚姻法郵便調査

Should the law be changed to allow same-sex couples to marry?
オーストラリア婚姻法は、同性婚を認めるよう改正されるべきだと思いますか？

Yes No
(mark one box only)

Instructions:

- Use a dark pen
- Clearly mark only one box
- Put your form (and nothing else) in the enclosed Reply Paid envelope (no stamp needed)
- Put that envelope in the mail... today if you can!

A response may not be valid:

- if both boxes are marked
- if the printed barcode on this form is missing or altered.

If you make a mistake, go to www.abs.gov.au/contact or contact us on **1800 572 113** for a replacement survey form straight away.

For more information abs.gov.au 1800 572 113

This information is collected under the authority of the Census and Statistics Act 1905.
The Privacy Statement is available at www.abs.gov.au
The ABS encourages you to return this form straight away.
ABS cannot accept forms received at the address after 6pm 7 November 2017.

¹⁴ Australian Bureau of Statistics, *1800.0 - Australian Marriage Law Postal Survey, 2017*, <[http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/6630eff525d4cdc1ca25763e0075754f/c27309cc4411cd89ca2582240010660a/\\$FILE/AMLPS_survey_form.pdf](http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/6630eff525d4cdc1ca25763e0075754f/c27309cc4411cd89ca2582240010660a/$FILE/AMLPS_survey_form.pdf)> (Accessed 2019-03-13)

図2 同性婚法制化の賛否を問う郵便調査の参加者の性別と年齢層別参加率¹⁵

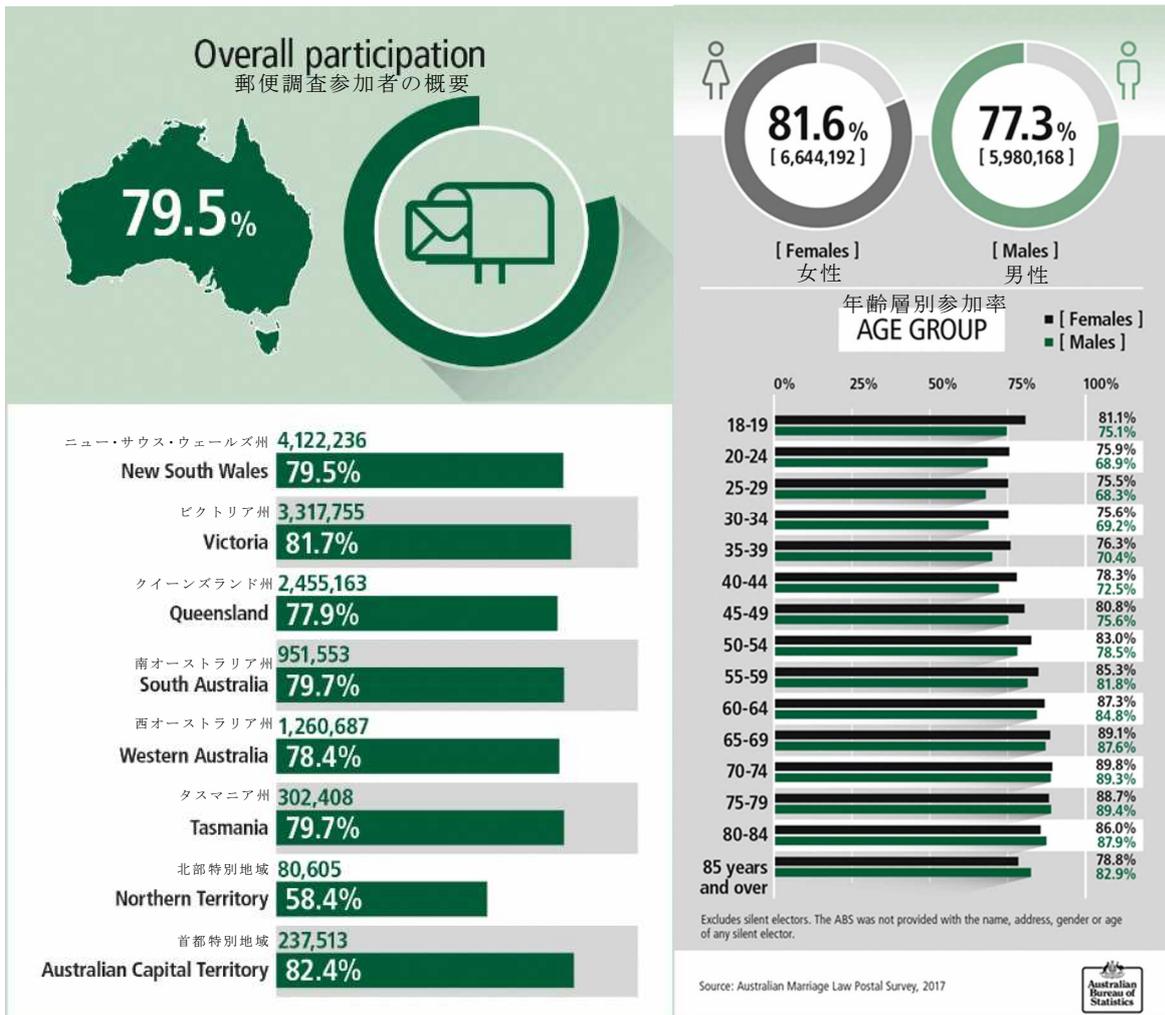
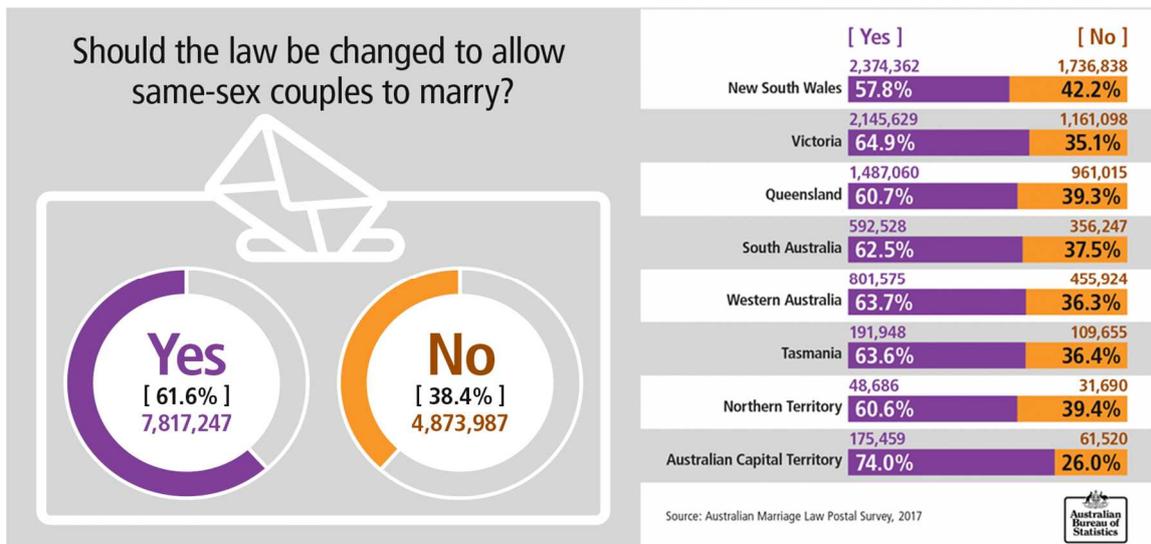


図3 同性婚法制化の賛否を問う郵便調査の結果¹⁵



¹⁵ Australian Bureau of Statistics, 1800.0 - Australian Marriage Law Postal Survey, 2017, <<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/mf/1800.0>> (Accessed 2019-01-08)

第4節 オーストラリアにおける性的マイノリティの状況

オーストラリアの人口は、1970年から2010年にかけては、年間で平均1.4%ずつ増加¹⁶し、2016年国勢調査におけるオーストラリアの人口は、2,340万1,892人である¹⁷。これは、2006年に実施された国勢調査人口1,985万5,288人¹⁸から約17.9%増加したことを示している。

2014年にオーストラリア人権委員会 (Australian Human Rights Commission) が公表した資料²⁰によると、オーストラリアでは約10人に1人(11%)の人が性的マイノリティであると推定されている。これを前提とすると、2016年国勢調査の結果から、約260万人が性的マイノリティであると推測される。

オーストラリア統計局 (Australian Bureau of Statistics) が2016年国勢調査の結果をもとに、オーストラリアにおける同性カップルの状況について分析し、公表している。公表内容²²によると、オーストラリアにおいて同棲している同性カップルは約46,800組で、これはオーストラリアで同棲している全てのカップルのおよそ0.9%である。また、同性カップルのおおよそ半数(49%)が女性同士のカップルであるとされており、女性同士のカップルのうち25%が子供と暮らしている。これは男性同士のカップルのうち子供と暮らしている割合(4.5%)と比べ高くなっている。カップルの平均年齢については、同性カップルが異性カップルよりも若いということ(それぞれ40歳と48歳)も示されている。さらに、同性カップルは異性カップルと比べ、州都(シドニー市やメルボルン市等)に住む割合が高く、高学歴で就業率も高く、高収入の傾向があるとされている。同棲している同性カップルの約63%はニュー・サウス・ウェールズ州(州都:シドニー市)又はビクトリア州(州都:メルボルン市)に住んでいる。これと比べ異性・同性含むすべてのカップルは同割合が57%である。

なお、同性婚法制化から6か月の間に、3,149組の同性カップルが結婚式²³を挙げ、

¹⁶ Andrew Markus, *Mapping Social Cohesion: The Scanlon Foundation Surveys 2018*, p.11, <<https://scanlonfoundation.org.au/wp-content/uploads/2018/12/Social-Cohesion-2018-report-26-Nov.pdf>> (Accessed 2019-03-11)

¹⁷ Australian Bureau of Statistics, *2016 Census QuickStats*, <http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/036> (Accessed 2019-01-15)

¹⁸ Australian Bureau of Statistics, *2006 Census QuickStats*, <http://quickstats.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2006/quickstat/0?opendocument&navpos=220> (Accessed 2019-03-11)

²⁰ Australian Human Rights Commission, *Face the facts: Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex People, 2014*, <<https://www.humanrights.gov.au/education/face-facts/face-facts-lesbian-gay-bisexual-trans-and-intersex-people>> (Accessed 2019-03-11)

²² Australian Bureau of Statistics, *2011.0 - Census of Population and Housing: Reflecting Australia - Stories from the Census, 2016* <<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Lookup/by%20Subject/2071.0~2016~Main%20Features~Same-Sex%20Couples~85>> (Accessed 2019-03-11)

²³ 豪州で結婚する場合、通常、事前に結婚意思通知書 (Notice of Intended Marriage) を提出し結婚式を挙げる必要があり、結婚意思通知書の記載において2者双方が同姓だった場合のみカウントしている(一方でも性別を明確にしていなかった場合は含まれて

うち 34.6% (1,090 組) の結婚式がニュー・サウス・ウェールズ州で行われたとされている。また、結婚式を挙げた女性カップルが 1,773 組、男性カップルが 1,376 組となっており、女性カップルが 56.3%を占める結果となっている。

表 3 州及び特別地域ごとの同性婚登録数^{11, 24}
(2017年12月9日－2018年6月30日 速報値)²⁵

		NSW	VIC	QLD	SA	WA	TAS	NT	ACT	Total
同性婚登録数	(件数)	1,090	826	595	174	315	67	23	59	3,149
全国に占める割合	(%)	34.6	26.2	18.9	5.5	10.0	2.1	0.7	1.9	100
州・特別地域の人口割合 ²⁶	(%)	32.0	25.3	20.1	7.2	10.6	2.2	1.0	1.6	100

※ニュー・サウス・ウェールズ州/NSW、ビクトリア州/VIC、クイーンズランド州/QLD、南オーストラリア州/SA、西オーストラリア州/WA、タスマニア州/TAS、北部特別地域/NT、首都特別地域/ACT

また、オーストラリア人権委員会の報告書²⁷では、異性愛者の 70%がセクシャルハラスメントを経験しているのに対し (図 4)、性的マイノリティとされる人々の 84%がセクシャルハラスメントを経験しているとされている。なお、性別毎では、性的マイノリティの女性の 92%、男性の 77%がセクシャルハラスメントを経験しているとされている。これは、異性愛者の男性 (56%) と比較し高い割合となっている。

いない)。

²⁴ Australian Bureau of Statistics, *3310.0 - Marriages and Divorces*, <<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Latestproducts/3310.0Feature%20Article52017?opendocument&tabname=Summary&prodno=3310.0&issue=2017&num=&view=>> (Accessed 2019-02-27)

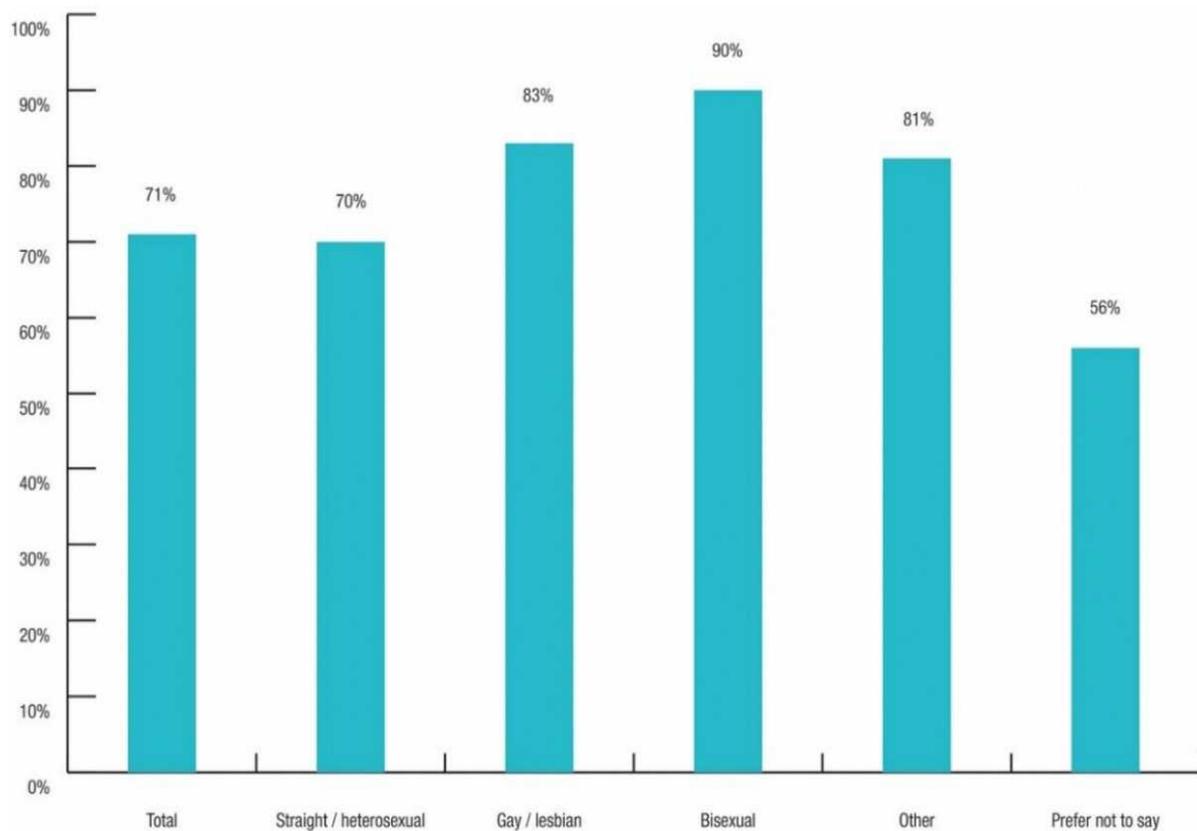
²⁵ 登録地における同性婚登録件数であり、登録者の居住地ごとの件数ではない。

²⁶ 自治体国際化協会、「オーストラリアとニュージーランドの地方自治」、2017年

²⁷ Australian Human Rights Commission, *Everyone's business: Fourth national survey on sexual harassment in Australian workplaces, 2018*, p22 <

https://www.humanrights.gov.au/sites/default/files/document/publication/AHRC_WORPLACE_SH_2018.pdf> (Accessed 2019-03-11)

図4 性的指向毎のセクシャルハラスメント経験割合²⁵



Base: Straight or heterosexual (n=9,199); Gay (n=203); Lesbian (n=82); Bisexual (n=263); Pansexual (n=59); Queer (n=34); Asexual or Aromantic (n=63); Undecided, not sure or questioning (n=105); Other (n=9); Prefer not to say (n=255).

第5節 オーストラリアにおける性的マイノリティの認知向上の取組

毎年2月中旬から3月上旬²⁸にかけて、オーストラリア最大の都市であるシドニーで、シドニー・ゲイ・アンド・レズビアン・マルディグラ (Sydney Gay and Lesbian Mardi Gras)²⁹が開催される。このイベントは性的マイノリティの認知向上のために実施されているもので、1978年に初めて開催された。1978年6月24日、シドニー・テイラースクエアに集まった同性愛者やその支持者らはオックスフォードストリートからハイドパークへとパレードを行い、最終的に警察が介入し53名が逮捕されることとなった。この53名の全員の名前や住所がシドニー・モーニング・ヘラルド紙に掲載³⁰されたことで、これらの人々は仕事を失ったり、借家を追い出される等の影響を受ける³¹こ

²⁸ 2019年は2月15日から3月3日まで開催。

²⁹ Sydney Gay and Lesbian MARDI GRAS, <<http://www.mardigras.org.au/>> (Accessed 2019-03-04)

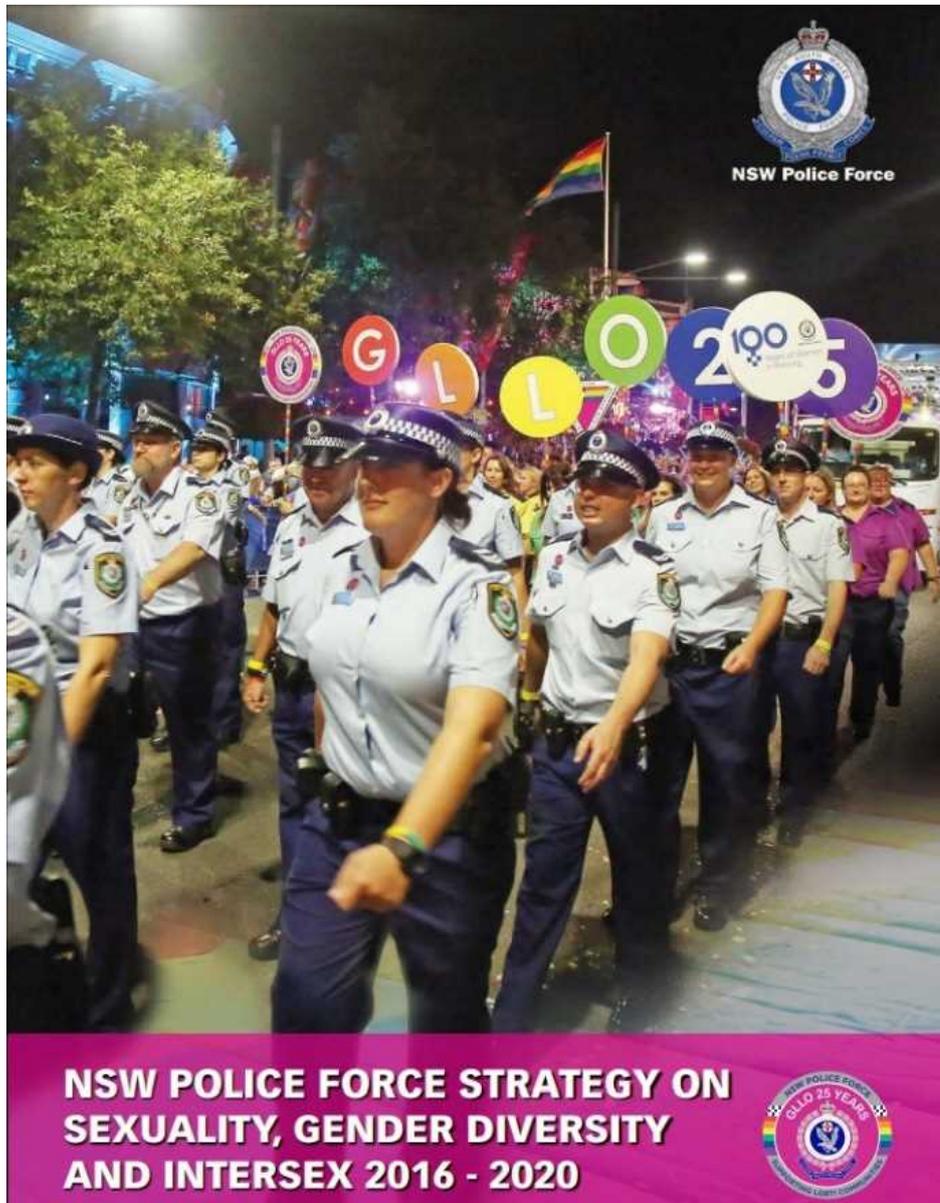
³⁰ The Sydney Morning Herald, The Sydney Morning Herald apologises to Mardi Gras founders the 78ers, <<https://www.smh.com.au/national/nsw/the-sydney-morning-herald-apologises-to-mardi-gras-founders-the-78ers-20160224-gn26jm.html>> (Accessed 2019-03-13)

³¹ Sydney Gay and Lesbian MARDI GRAS, 78ers, <<http://www.mardigras.org.au/78ers>> (Accessed 2019-03-14)

ととなった。2016年、騒動から38年の後、ニュー・サウス・ウェールズ州政府や州警察は、その当時のことについて正式に謝罪を行った³²。

図5 シドニー・ゲイ・アンド・レズビアン・マルディグラでパレードに参加する警察官の様子

(ニュー・サウス・ウェールズ州警察の性の多様性に関する方針文書の表紙)³³



³² The Sydney Morning Herald, NSW Police apologises to Mardi Gras founders the 78ers, <<https://www.smh.com.au/national/nsw/nsw-police-apologises-to-mardi-gras-founders-the-78ers-20160304-gnag6v.html>> (Accessed 2019-03-13)

³³ NSW Police Force, *NSW POLICE FORCE STRATEGY ON SEXUALITY, GENDER DIVERSITY AND INTERSEX 2016-2020*, <https://www.police.nsw.gov.au/__data/assets/pdf_file/0012/478794/Sexuality,_Gender_Diversity_and_Intersex_Policy_2016-2020_July_Intranet.pdf> (Accessed 2019-03-05)

今日では、シドニーで最も有名で多くの人々が駆け付けるイベントの一つとなっている。シドニー市やニュー・サウス・ウェールズ州が開催に協力している他、オーストラリア・ニュージーランド銀行やスペシャル・ブロードキャスティングサービス³⁴、カンタス航空等といった、オーストラリアにおける様々な企業がスポンサーとして参加している。

図6 2019年のスポンサー一覧（オフィシャルパンフレットから引用）



³⁴ SBS：オーストラリアの公共放送局。文化的背景や語学能力に関係なく情報を入手できるよう、英語以外の番組を多く放送している。

期間中は大小さまざまなイベントが開催され、その中でもパレード、フェアデイ³⁵、パーティーらは多くの参加者、来場者でにぎわうイベントとなっている。2018年の報告書³⁶によると、パレードへの参加やイベント開催のために雇用されたスタッフ、ボランティア及びパフォーマー等のアーティストは合計約1万7,500人、パレードの観客やフェアデイ等の関連イベントへの来場者は合計で約63万人であったとされている。また、2018年は40周年の節目の年であり、1978年の初開催時に参加した200名以上がオーストラリア全土から参加した。シドニー市は、当該イベントのために275本の大型の垂れ幕（バナー）を市内に設置したほか、イベント開催への助成、パレードへの参加、フェアデイへのブース出展等、様々な形で支援した。また、パレードには、多くの性的マイノリティ支援団体が参加したほか、州政府、連邦・州の各警察、消防、軍等公的機関からも数多くの団体がパレードに参加した。

図7 2019年に開催されたフェアデイ（上）とパレード（下）の様子



³⁵ Fair day : シドニー市内の公園において開催される関連イベント。2018年は約8万人の来場者があった。

³⁶ Sydney Gay and Lesbian Mardi Gras LTD, *2018 AUUNAL REPORT*, pp.14-15, <<http://www.mardigras.org.au/images/uploads/images/mg19-annual-report-final-artwork-v3-web.pdf>> (Accessed 2019-03-05)

第2章 オーストラリアにおける性的マイノリティに対する政策

第1節 連邦政府

オーストラリア連邦議会では、2004年の婚姻法改正後、2017年12月に同性婚が法制化されるまで、同性婚法制化の試みが幾度となく行われ、また、同性婚法制化に至るまでの間、性的マイノリティの人々の権利拡大にかかる制度改正が行われた³⁷。

また、1986年に制定された法律に基づき設置されたオーストラリア人権委員会は、独立した立場で、性的マイノリティの人々を含む、オーストラリアにおける人権や差別に関する調査等を実施する機関であり、同委員会は司法長官を通じて連邦議会に報告を行ってきている。

オーストラリア人権委員会は、2007年に連邦議会に提出した報告書で、同性のカップルやその家族が異性愛者と平等な待遇となるよう、58もの法律の改正を勧告³⁸した。その後、当時のラッド政権は2008年末までに、税金や社会保障、雇用といった広範囲にわたる差別的待遇を是正するため、84の法律を改正³⁹した。また、2013年には、ギラード政権が性差別に関係する法律を改正⁴⁰し、性的指向や性同一性、インターセックスへの差別を禁止した⁴¹。

そして、2016年の連邦議会議員総選挙の際に、ターンブル政権は、同性婚にかかる国民投票の実施を公約⁴²とし、僅差ながら総選挙で勝利し政権を維持した。しかし、同年、総選挙後に提出された同性婚国民投票法案⁴³は連邦議会上院で否決された。

しかしながら、その後、オーストラリア連邦政府は、オーストラリア統計局が実施する調査という位置づけで、2017年9月12日から11月7日までの間、任意の郵便調査を行い、国民にオーストラリアにおける同性婚法制化の賛否を問うこととした。この郵便調査は、オーストラリア連邦政府が1億2,200万豪ドルをオーストラリア統計局に配分して実施されることとなり、その有効性について国会議員らから異議申し立て

³⁷ SBS, *A definitive timeline of LGBT+ rights in Australia*, <<https://www.sbs.com.au/topics/sexuality/agenda/article/2016/08/12/definitive-timeline-lgbt-rights-australia>> (Accessed 2019-03-01)

³⁸ Australian Human Rights Commission, *2008 Media Release: Finally, same rights to super savings for same-sex couples*, <<https://www.humanrights.gov.au/news/media-releases/2008-media-release-finally-same-rights-super-savings-same-sex-couples>> (Accessed 2019-03-20)

³⁹ Australian Human Rights Commission, *Same Sex: Same Entitlements*, <<https://www.humanrights.gov.au/our-work/sexual-orientation-sex-gender-identity/projects/same-sex-same-entitlements>> (Accessed 2019-03-20)

⁴⁰ Sex Discrimination Amendment (Sexual Orientation, Gender Identity and Intersex Status) Act 2013

⁴¹ Australian Human Rights Commission, *New protection*, <<https://www.humanrights.gov.au/our-work/sexual-orientation-gender-identity-intersex-status/projects/new-protection>> (Accessed 2019-03-01)

⁴² The Guardian, *Malcolm Turnbull expects marriage equality plebiscite by year's end*, <<https://www.theguardian.com/australia-news/2016/may/30/malcolm-turnbull-expects-marriage-equality-plebiscite-by-years-end>> (Accessed 2019-02-27)

⁴³ Plebiscite (Same-Sex Marriage) Bill 2016

が行われたが、高等裁判所はそれらを退け、当該郵便調査の有効性を支持⁴⁴した。政府は、郵便調査参加者の過半数が同性婚に賛同するならば、同じく同性婚に賛同する連邦議会議員に働きかけ、同性婚法制化に向けた動きを推進することを約束した。こうして実施された郵便調査の結果については、第1章第3節に記述したとおりである。

郵便調査後、婚姻法を改正する法案⁴⁵が超党派議員連名で提出⁴⁶され、11月15日から連邦議会上院で審議が始まり、12月4日からの下院での審議を経たうえで、12月7日に両院で可決された（表2）。

（再掲）表2 オーストラリア婚姻法改正内容（一部抜粋）

年	婚姻法該当部分（「結婚」の定義）
1961 制定	第5条 — 該当する記述なし — 第46条（一部抜粋） "Marriage, according to law in Australia, is the union of <u>a man and a woman</u> to the exclusion of all others, voluntarily entered into for life."
2004 改正	第5条（一部抜粋） marriage means the union of <u>a man and a woman</u> to the exclusion of all others, voluntarily entered into for life. 第46条（一部抜粋） "Marriage, according to law in Australia, is the union of <u>a man and a woman</u> to the exclusion of all others, voluntarily entered into for life.";
2017 改正	第5条（一部抜粋） marriage means the union of <u>2 people</u> to the exclusion of all others, voluntarily entered into for life. 第46条（一部抜粋） "Marriage, according to law in Australia, is the union of <u>2 people</u> to the exclusion of all others, voluntarily entered into for life.";

⁴⁴ The Guardian, High court accepts \$122m for same-sex marriage postal survey was 'unforeseen', <<https://www.theguardian.com/australia-news/2017/sep/28/high-court-accepts-122m-for-same-sex-marriage-postal-survey-was-unforeseen>> (Accessed 2019-03-13)

⁴⁵ Marriage Amendment (Definition and Religious Freedoms) Bill 2017

⁴⁶ BILLS DIGEST, Marriage Amendment (Definition and Religious Freedoms) Bill 2017, <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/5650099/upload_binary/5650099.pdf> (Accessed 2019-03-13)

第2節 州・特別地域政府

1 婚姻・パートナーシップ

オーストラリア国内における州・特別地域では、オーストラリア連邦における同性婚法制化以前から、同性パートナーシップに関する法律を制定した州・特別地域が存在した。西オーストラリア州・北部特別地域を除く州・首都特別地域では、各議会で制定された法律にのっとり、同性パートナーシップ登録を認めている。

オーストラリアでは、オーストラリア連邦憲法第51条において、結婚(第21項)、離婚や夫婦関係及び関連した親の権利ならびに乳児の親権及び後見人(第22項)については連邦議会が立法権を有していると規定している。

首都特別地域では、1994年に家族関係に関する法律(Domestic Relationships Act 1994)が制定された。これは、法律上の結婚によらない事実婚を含む、2人の成人によって成立するパートナーシップにおける権利を定めており、同性の2人による権利も認めるものであった。その後、2013年に、同性婚法(Marriage Equality (Same Sex) Act 2013)が首都特別地域議会で可決された。同法は「同性の成人2名の結婚を認める結婚平等法」として制定された。しかしながら、高等裁判所により、連邦法である婚姻法との矛盾が生じるという判断で、首都特別地域における同性婚法は無効⁴⁹とされた。ただし、この判断は2013年12月12日に発表され、同日以前の法的に婚姻できる状態であった12月7日に、同性による法的に有効な婚姻がなされたことが報道されていた⁵⁰。

表4 首都特別地域における同性婚法をめぐる関係⁴⁸

2013年10月2日	婚姻平等法が首都特別地域議会で可決(11月7日施行)
同年12月4日	高等裁判所が同法に関する連邦政府からの異議申し立てについて、判断を保留
同年12月7日	オーストラリアにおける初めての同性同士での婚姻がキャンベラで行われた。ACT(首都特別地域)政府が46組の同性カップルから婚姻に関する書類が持ち込まれたと発表
同年12月12日	高等裁判所が、同法が連邦婚姻法に矛盾するとし、無効と判断

⁴⁹ Australian Human Rights Commission, *Commonwealth v Australian Capital Territory [2013] HCA 55*, <<https://www.humanrights.gov.au/our-work/legal/publications/commonwealth-v-australian-capital-territory-2013-hca-55>> (Accessed 2019-03-01)

ABC, *High Court throws out ACT's same-sex marriage laws*, <<https://www.abc.net.au/news/2013-12-12/high-court-decision-on-act-same-sex-marriage-laws/5152168>> (Accessed 2019-02-28)

⁵⁰ ABC, *First same-sex marriages in Canberra*, <<https://www.abc.net.au/news/2013-12-07/an-first-same-sex-marriages-in-canberra/5142036>> (Accessed 2019-02-28)

2 同性愛行為の非犯罪化

第1章第2節に記述したとおり、オーストラリアでは、長く同性愛行為が犯罪とされてきた。

1975年に南オーストラリア州で同性愛行為が非犯罪化された後、その他の各州・特別地域でそれぞれ同性愛行為を非犯罪とする法改正が行われ、1997年を最後に、オーストラリア国内において同性愛行為が犯罪とされる状況ではなくなった。また近年、反同性愛法による過去の犯罪歴を抹消するための法の整備が、各州・特別地域で検討され、2019年1月までに、すべての州・特別地域において施行されている。

表5 オーストラリア各州・特別地域における同性愛行為非犯罪化の状況^{11, 51}

州・特別地域	同性愛行為非犯罪化法案の議会可決年月日 ⁵²	同性愛行為にかかる犯罪歴抹消のための法の制定又は関係法改正年月日
NSW	1984年5月22日 ⁵³	2014年11月24日
VIC	1980年12月23日 ⁵⁴	2015年9月1日
QLD	1990年11月29日 ⁵⁵	2018年6月30日
SA	1975年9月17日 ⁵⁶	2013年12月22日
WA	1989年12月7日 ⁵⁷	2018年10月15日
TAS	1997年4月15日 ⁵⁸	2018年4月9日
ACT	1976年11月8日 ^{59 60}	2015年11月7日
NT	1983年8月31日 ⁶¹	2018年11月14日

⁵¹ ABC, *Timeline: 22 years between first and last Australian states decriminalising male homosexuality*, <<https://www.abc.net.au/news/2015-08-24/timeline:-australian-states-decriminalise-male-homosexuality/6719702>> (Accessed 2019-02-28)

⁵² Australian Lesbian & Gay Archives, *towards homosexual equality in Australian criminal law - a brief history*, <<http://www.alga.org.au/files/towardsequality2ed.pdf>> (Accessed 2019-03-01)

⁵³ Crimes (Amendment) Act 1984

⁵⁴ Crimes (Sexual Offences) Act 1980

⁵⁵ Criminal Code and Another Act Amendment Act 1990

⁵⁶ Criminal Law (Sexual Offences) Amendment Act 1975

⁵⁷ Law Reform (Decriminalization of Sodomy) Act 1989

⁵⁸ Criminal Code Amendment Act 1997

⁵⁹ 本法令施行日

⁶⁰ Law Reform (Sexual Behaviour) Ordinance 1976

⁶¹ Criminal Code 1983

第3節 地方自治体

オーストラリアにおいては住民登録制度が存在しないことなどから、住民が居住地の地方自治体の役所を訪れる機会は、日本の状況と比較すると限られる。また、建国の歴史から州政府が大きな権限を有している。しかしながら、地域におけるコミュニティへの支援や日常生活の環境整備等については地方自治体を中心となって実施する。

本節では、ニュー・サウス・ウェールズ州内の2つの地方自治体の性的マイノリティに対する取組について、市の担当者に聞き取りを行ったので、その内容を紹介する。

1 シドニー市

ニュー・サウス・ウェールズ州の州都であるシドニー市では、雇用機会均等法 (Equal Employment Opportunity (Commonwealth Authorities) Act 1987) (連邦法)、反差別法 (Anti-Discrimination Act 1977) (州法) に基づき、市職員の雇用に関し、平等な雇用機会を確保し、差別を否定する姿勢をもって、職員の募集や定着に努めている他、性的マイノリティの職員の養子育児休暇 (adoption leave) 取得を認めている。また、性的マイノリティであると自認している職員のネットワークと性的マイノリティを支援する職員のネットワークが存在している。

シドニー市では、性的マイノリティコミュニティへの支援として、性的マイノリティ関係団体との良好な関係を構築するとともに、性的マイノリティ関係団体へ助成金を支給するほか、シドニー・ゲイ・アンド・レズビアン・マルディグラのサポートを行っている。さらに、「同性愛や両性愛等への差別的な考え方に反対する日 (International Day Against Homophobia, Biphobia, Transphobia and Intersex phobia (IDAHOBIT))」、「トランスジェンダー追悼の日 (Transgender Day of Remembrance)」、「世界エイズデー (World AIDS Day)」のイベントに対する支援を行うほか、性的マイノリティの若者が社会に受け入れてもらえる環境づくりを支援するため、毎年8月最終金曜日を、紫色の服や物を着用する日 (Wear it Purple day) としている (表6)。

シドニー・ゲイ・アンド・レズビアン・マルディグラの際には、シドニー市は市庁舎にイベント開催を示すため虹色の旗を掲げるほか、恒久的に市内テイラースクエアに虹色の旗を掲げ、道路を虹色に舗装⁶⁹している (図8)。

⁶⁹ City of Sydney News, *Crossing the rainbow on Taylor Square*, <<https://news.cityofsydney.nsw.gov.au/articles/crossing-the-rainbow-on-taylor-square>> (Accessed 2019-03-04)

図8 テイラースクエアに掲げられる旗と整備された虹色の道路



シドニー市は、シドニー・ゲイ・アンド・レズビアン・マルディグラの開催に際し、性的マイノリティコミュニティとその支援者に対する市の継続的なサポートとして、財政支援を行っている。また、助成金により行われる性的マイノリティ関連団体への市の財政支援は、支援団体や NGO の活動の促進を通じて、性的マイノリティの市民へのサービスの充実、性的マイノリティに関する理解を深めるための市民のカンファレンス参加機会の提供のために行われている。2019年には、性的マイノリティの健康・福祉に関する事業を行う組織とパートナーシップ協定を締結し、孤立した高齢女性を支援するプログラムを提供している。

また、シドニー市は、性的マイノリティの職員の職場環境に配慮するため、毎年、性的マイノリティの人々の職場環境の良好さを示す指標であるオーストラリア職場平等指数（Australian Workplace Equality Index）を満たす職場環境であり続けるよう努めている。同性婚法制化より以前から長い間、採用や雇用に関する機会均等方針を掲げ、性的マイノリティの職員の職場における待遇を保護してきている。また同様に、同性婚法制化以前から、養子縁組に関する方針を見直し、性的マイノリティの職員の養子育児休暇を認めている。さらに 2004 年に独自のパートナーシップ登録制度（City of Sydney, Relationships Declaration Program）を導入し、市民の同性パートナーシップを認め、性的マイノリティを支援する取組を行ってきた。

シドニー市では性的マイノリティの課題に対応するため、常勤の職員を配置し、性的マイノリティのコミュニティと連携して活動している。2004年からシドニー市長を務めているクローバー・ムーア氏は、30年以上の長きにわたり性的マイノリティコミュニティを支援しており、シドニー・ゲイ・アンド・レズビアン・マルディグラでは毎年、自らパレードに参加し、Equality（平等）の大切さを訴えている。

同性婚法制化以後、市への性的マイノリティコミュニティや性的マイノリティへの政策に関する問い合わせは減少した。現在、最も多く寄せられる問い合わせ内容は、性的マイノリティコミュニティによる市のコミュニティ施設の利用、借り上げについての問い合わせである。なお、シドニー市では、同性婚が法制化された後の100日間、性的マイノリティの人々の結婚のために無料でコミュニティ施設の貸し

出しを行った（表7）。

表6 シドニー市が支援する記念日

<p>IDAHOBIT (5月17日)</p>	<p>同性愛や両性愛等への差別的な考え方に反対する日</p>
<p>Wear it Purple day (8月最終金曜日)</p>	<p>性的マイノリティの若者の支援のため紫色の服や物を着用する日</p>
<p>Transgender Day of Remembrance (11月20日)</p>	<p>トランスジェンダーやインターセックスの人々等を想い、過去に殺害されたこれらの方々を追悼する日</p>
<p>World AIDS Day (12月1日)</p>	<p>エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的とする記念日</p>

表7 シドニー市が実施している取組

<p>対外的な取組</p>
<p>シドニー・ゲイ・アンド・レズビアン・マルディグラ期間中及び年複数回にわたる虹色の旗の市庁舎への掲揚</p>
<p>虹色に舗装された道路の整備</p>
<p>シドニー・ゲイ・アンド・レズビアン・マルディグラに対する助成金と性的マイノリティを支援するイベント参加による支援</p>
<p>性的マイノリティ関係団体への助成金</p>
<p>(同性婚法制化まで) パートナーシップ登録制度⁷²</p>
<p>(同性婚法制化後) コミュニティ施設を性的マイノリティの結婚のため100日間無償提供</p>
<p>内部的な取組</p>
<p>市役所における性的マイノリティ職員や多様性支持者のネットワーク保持</p>
<p>いやがらせやいじめに対する方針の制定とこれに基づく性的マイノリティ職員の職場環境の保護、並びに同方針の市職員への教育や浸透</p>
<p>(同性婚法制化以前から) 性的マイノリティの職員の養子育児休暇取得の権利付与</p>

⁷²シドニー市独自の制度であり、法的に結婚を認めたものではなかった。

2 インナーウエスト市

シドニー市の西側に隣接するインナーウエスト市においても、市が定める雇用機会平等化方針により、職員採用における全てのプロセスにわたって、性的指向に関係なく平等に取り扱うこととされている。

インナーウエスト市では、地元の性的マイノリティ及びその支援者で構成されるワーキンググループ⁷³を設置し、性的マイノリティの人々の課題の解決に向けて、性的マイノリティの人々の考えやニーズを知り、市議会における方針決定にかかるプロセスへの働きかけや、同ワーキンググループから市議会に対し、情報提供や助言を行うことができる仕組みを設けている。また、エイズカOUNシルオブニュー・サウス・ウェールズ⁷⁴の行うウェルカムヒアプロジェクト⁷⁵に賛同し、市の関係施設にプロジェクト参加を示すステッカーを掲示しており、市の全職員、市議会議員及び市の施設等で活動するボランティアは、エイズカOUNシルオブニュー・サウス・ウェールズが提供する研修プログラムを用いて研修を行うこととしている。その他、「目に見える」支援として、虹色のベンチ（図9）や虹色の門を設置している。

また、インナーウエスト市では、2018年から2年間の予定で、性的マイノリティに係る専門の職員を雇用し、性的マイノリティコミュニティと連携した活動を行っている。さらに、インナーウエスト市が行うコミュニティ団体への助成金事業では、幅広いコミュニティへの助成をする中で、性的マイノリティコミュニティへの助成も実施している。加えて、毎年2月に、性的マイノリティ関連イベント（フィールザラブ⁷⁶）を開催している。なお、シドニー市と同様、同性婚法制化後100日間、市のコミュニティ施設を性的マイノリティの人々の結婚のために無料で貸し出す取組を行い、市が管理する公園で複数組のカップルが結婚式を挙げた（表8）。

⁷³ Inner West Council, *LGBTIQA+ Working Group*, <<https://www.innerwest.nsw.gov.au/contribute/community-engagement/local-democracy-groups/lgbtiq>> (Accessed 2019-03-11)

⁷⁴ The AIDS Council of NSW (ACON)：エイズの予防やエイズに係るサポート、性的マイノリティの健康について取り扱う、1985年に設置された組織。NSW州政府からの資金により運営されている。

⁷⁵ ACON, *Welcome Here Project*, <<https://www.welcomehere.org.au/>> (Accessed 2019-03-11)

Welcome Here Project：プロジェクトのステッカーを掲示することで、性的マイノリティの人々を歓迎していることを視覚的に示す取組。カフェやスーパーマーケット、バー、レストラン、ジム、劇場、映画館等を対象としている。

⁷⁶ *Feel the love*:2013年からインナーウエスト市が開催するイベント、Inner West Council, *LGBTIQ Feel The Love 2019*, <<https://www.innerwest.nsw.gov.au/live/community-well-being/lgbtiq>> (Accessed 2019-03-11)

図9 市民に披露された虹色のベンチ



表8 インナーウエスト市で実施されている取組

対外的な取組
ワーキンググループの設置
フィールザラブの開催、性的マイノリティ関連イベントへの支援
虹色のベンチの設置、虹色の門の制作
2018年から2年間の予定で、性的マイノリティに係る専門の職員を雇用
(同性婚法制化後) コミュニティ施設を性的マイノリティの結婚のため100日間無償提供
内部的な取組
職員、議員、ボランティアスタッフへの研修

おわりに

本稿では、オーストラリアにおける性的マイノリティに関する統計データや地方自治体の政策等について紹介した。しかしながら、性的マイノリティという言葉には、例えば LGBT という言葉が物語るとおり様々な性的指向が包括されており、本来、性的マイノリティという単一のカテゴリーで理解できるものではない。

シドニー事務所在勤中に実施された同性婚の法制化の賛否を問う郵便調査の期間中、街頭で賛成派と反対派がそれぞれの主張を訴える姿を目にし、また、新聞やテレビといったメディアでの報道も多く、多くのオーストラリア国民の興味関心が注がれていたように感じた。調査結果が明らかにされたときにはパブリックビューイングが設置され、賛成した多くの人々が喜びを分かち合っている姿が報道された他、同性婚をめぐる婚姻法改正案が国会で可決された際には、党派を超えて喜びを分かち合う議員の姿もあった。

オーストラリアで出会ったある友人が、自身がゲイであることを公言していた。私にとって初めての性的マイノリティであることを表明している友人との出会いであったが、ストレート（異性愛者）やゲイといった性的指向とは関係なく、彼は彼であり私の友人で、ストレートの私に対し、性的マイノリティであるがために困ることを教えてくれた。

友人は、性的マイノリティをめぐる議論の背景には、性的マイノリティの人々がストレートの人々と同等の権利を持ち、社会に受け入れられたいという思いがある、という話をしてきた。「優遇」ではなく「平等」を求めるものであり、多数を占める異性愛者が婚姻によって得られる権利を、相手が同性であるがために享受することができないこと、またそれ以前に対外的にパートナーだと認めてもらうことができない状況が改善されることを望んでいる。

シドニー事務所へ赴任した年に、同性婚法制化の賛否を問う郵便調査が実施され、同性婚が法制化され、それまでの経緯を十分知らずに、同性婚が認められることになったという事実を先に知ることとなったが、本稿執筆にあたり調査を行う中で、オーストラリアにおける性的マイノリティの人権の確立は、非犯罪化、差別禁止そして同性婚というように、段階的に進んできていることを知ることができた。また、同性婚が法制化された今日に至っても、性的マイノリティの人権に関する教育やメンタルヘルスといった点が議論され、関連する事項の報道がされている。

職員インターン研修で訪れたニュー・サウス・ウェールズ州内の地方都市で、市役所の担当者に協力していただき、地元の性的マイノリティのコミュニティの方にお会いした。その方は、同性婚法制化の動きに見られるように、徐々に理解は広がってきていると感じる一方で、地方部では都市部ほど性的マイノリティのコミュニティが大きくなく、理解の浸透が遅れているということも感じていた。また、その後訪問した若者（12歳から25歳）向けのメンタルヘルスのためのカウンセリング施設では、2017年7月から2018年6月までの利用者は1,124人で、そのうち約19%は性に関する悩み

で同施設を訪れており、近年、性に関する悩みでの来訪者が急増しているということであった。同施設では、市役所や地域の学校等と協力し、困った際に利用することができるよう広報活動を行っている。本稿では記述していないが、2016年にオーストラリア国内において行われた薬物に関する調査では、異性愛者と比べ同性愛者又は両性愛者の人々が薬物を使用している割合の方が高いことが報告されている。このことに関し、この施設でお会いした心理カウンセラーは、直接的な因果関係を証明するものは示すことができないとしながらも、性に関する悩みやストレスにより、異性愛者よりも精神的に困難な状況となりやすく、薬物を使用してしまう比率が高くなってしまいうという可能性に言及していた。

近年、日本においても様々な機会に、性的マイノリティに関することが話題となり議論されている。地方自治体においてもパートナーシップ制度の導入が検討され、多くの地方自治体の議会で取り上げられており、制度導入を公表している団体も複数存在している状況である。今後新たに性的マイノリティにかかる政策を検討する際、本稿が参考となれば幸いである。

(一財) 自治体国際化協会シドニー事務所所長補佐
藤島 穰 (青森県派遣)

参考文献

株式会社 LGBT 総合研究所, *LGBT 意識行動調査*, <<https://www.hakuhodo.co.jp/uploads/2016/05/HDYnews0601.pdf>> (Accessed 2019-03-12)

自治体国際化協会、「オーストラリアとニュージーランドの地方自治」、2017年

指定都市市長会ウェブサイト

<http://www.siteitosi.jp/activity/honbun/h30_07_23_03.html> (Accessed 2019-03-05)

淀川区ウェブサイト<<http://niji-yodogawa.jp/>> (Accessed 2019-01-08)

ABC, *First same-sex marriages in Canberra*, <<https://www.abc.net.au/news/2013-12-07/an-first-same-sex-marriages-in-canberra/5142036>> (Accessed 2019-02-28)

ABC, *High Court throws out ACT's same-sex marriage laws*, <<https://www.abc.net.au/news/2013-12-12/high-court-decision-on-act-same-sex-marriage-laws/5152168>> (Accessed 2019-02-28)

ABC, *Timeline: 22 years between first and last Australian states decriminalising male homosexuality*, <<https://www.abc.net.au/news/2015-08-24/timeline:-australian-states-decriminalise-male-homosexuality/6719702>> (Accessed 2019-02-28)

ACON, *Welcome Here Project*, <<https://www.welcomehere.org.au/>> (Accessed 2019-03-11)

Andrew Markus, *Mapping Social Cohesion: The Scanlon Foundation Surveys 2018*, p11, <<https://scanlonfoundation.org.au/wp-content/uploads/2018/12/Social-Cohesion-2018-report-26-Nov.pdf>> (Accessed 2019-03-11)

Australian Bureau of Statistics, *1800.0 - Australian Marriage Law Postal Survey, 2017*, <<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/mf/1800.0>> (Accessed:2019-01-08)

Australian Bureau of Statistics, *1800.0 - Australian Marriage Law Postal Survey, 2017*, <[http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/6630eff525d4cdc1ca25763e0075754f/c27309cc4411cd89ca2582240010660a/\\$FILE/AMLPS_survey_form.pdf](http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/6630eff525d4cdc1ca25763e0075754f/c27309cc4411cd89ca2582240010660a/$FILE/AMLPS_survey_form.pdf)> (Accessed 2019-03-13)

Australian Bureau of Statistics, *2006 Census QuickStats*, <http://quickstats.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2006/quickstat/0?opendocument&navpos=220> (Accessed 2019-03-11)

Australian Bureau of Statistics, *2016 Census QuickStats*, <http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/036> (Accessed 2019-01-15)

Australian Bureau of Statistics, *2071.0 - Census of Population and Housing: Reflecting Australia - Stories from the Census, 2016*
<<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Lookup/by%20Subject/2071.0~2016~Main%20Features~Same-Sex%20Couples~85>> (Accessed 2019-03-11)

Australian Bureau of Statistics, *3310.0 - Marriages and Divorces*,
<<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Latestproducts/3310.0Feature%20Article52017?opendocument&tabname=Summary&prodno=3310.0&issue=2017&num=&view=>=>>> (Accessed 2019-02-27)

Australian Human Rights Commission, *2008 Media Release: Finally, same rights to super savings for same-sex couples*, <<https://www.humanrights.gov.au/news/media-releases/2008-media-release-finally-same-rights-super-savings-same-sex-couples>>
(Accessed 2019-03-20)

Australian Human Rights Commission, *Commonwealth v Australian Capital Territory [2013] HCA 55*, <<https://www.humanrights.gov.au/our-work/legal/publications/commonwealth-v-australian-capital-territory-2013-hca-55>>
(Accessed 2019-03-01)

Australian Human Rights Commission, *Everyone's business: Fourth national survey on sexual harassment in Australian workplaces, 2018, p22*, <https://www.humanrights.gov.au/sites/default/files/document/publication/AHRC_WORKPLACE_SH_2018.pdf> (Accessed 2019-03-11)

Australian Human Rights Commission, *Face the facts: Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex People, 2014*, <<https://www.humanrights.gov.au/education/face-facts/face-facts-lesbian-gay-bisexual-trans-and-intersex-people>> (Accessed 2019-03-11)

Australian Human Rights Commission, *New protection*,
<<https://www.humanrights.gov.au/our-work/sexual-orientation-gender-identity-intersex-status/projects/new-protection>> (Accessed 2019-03-01)

Australian Human Rights Commission, *Same Sex: Same Entitlements*,
<<https://www.humanrights.gov.au/our-work/sexual-orientation-sex-gender-identity/projects/same-sex-same-entitlements>> (Accessed 2019-03-20)

Australian Lesbian & Gay Archives, *towards homosexual equality in australian criminal law - a brief history*, <<http://www.alga.org.au/files/towardsequality2ed.pdf>>
(Accessed 2019-03-01)

BILLS DIGEST, Marriage Amendment (Definition and Religious Freedoms) Bill 2017,
<https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/5650099/upload_binary/5650099.pdf> (Accessed 2019-03-13)

City of Sydney News, *Crossing the rainbow on Taylor Square*,

<<https://news.cityofsydney.nsw.gov.au/articles/crossing-the-rainbow-on-taylor-square>>
(Accessed 2019-03-04)

Inner West Council, *LGBTIQ Feel The Love 2019*,
<<https://www.innerwest.nsw.gov.au/live/community-well-being/lgbtiq>> (Accessed
2019-03-11)

Inner West Council, *LGBTIQA+ Working Group*,
<<https://www.innerwest.nsw.gov.au/contribute/community-engagement/local-democracy-groups/lgbtiq>> (Accessed 2019-03-11)

LGBT 自治体施策提言集ウェブサイト<<https://regionallgbtpolicy.jp/>> (Accessed 2019-
02-25)

NSW Police Force, *NSW POLICE FORCE STRATEGY ON SEXUALITY, GENDER
DIVERSITY AND INTERSEX 2016-2020*,
<[https://www.police.nsw.gov.au/__data/assets/pdf_file/0012/478794/Sexuality,_Gender_
Diversity_and_Intersex_Policy_2016-2020_July_Intranet.pdf](https://www.police.nsw.gov.au/__data/assets/pdf_file/0012/478794/Sexuality,_Gender_Diversity_and_Intersex_Policy_2016-2020_July_Intranet.pdf)> (Accessed 2019-03-
05)

SBS, *A definitive timeline of LGBT+ rights in Australia*,
<[https://www.sbs.com.au/topics/sexuality/agenda/article/2016/08/12/definitive-
timeline-lgbt-rights-australia](https://www.sbs.com.au/topics/sexuality/agenda/article/2016/08/12/definitive-timeline-lgbt-rights-australia)> (Accessed 2019-03-01)

Sydney Gay and Lesbian MARDI GRAS, <<http://www.mardigras.org.au/>> (Accessed
2019-03-04)

Sydney Gay and Lesbian MARDI GRAS, *78ers*, <<http://www.mardigras.org.au/78ers>>
(Accessed 2019-03-14)

Sydney Gay and Lesbian Mardi Gras LTD, *2018 AUUNAL REPORT*,
<[http://www.mardigras.org.au/images/uploads/images/mg19-annual-report-final-
artwork-v3-web.pdf](http://www.mardigras.org.au/images/uploads/images/mg19-annual-report-final-artwork-v3-web.pdf)> (Accessed 2019-03-05)

The Guardian, *High court accepts \$122m for same-sex marriage postal survey was 'unforeseen'*, <[https://www.theguardian.com/australia-news/2017/sep/28/high-court-
accepts-122m-for-same-sex-marriage-postal-survey-was-unforeseen](https://www.theguardian.com/australia-news/2017/sep/28/high-court-accepts-122m-for-same-sex-marriage-postal-survey-was-unforeseen)> (Accessed
2019-03-13)

The Guardian, *Malcolm Turnbull expects marriage equality plebiscite by year's end*,
<[https://www.theguardian.com/australia-news/2016/may/30/malcolm-turnbull-
expects-marriage-equality-plebiscite-by-years-end](https://www.theguardian.com/australia-news/2016/may/30/malcolm-turnbull-expects-marriage-equality-plebiscite-by-years-end)> (Accessed 2019-02-27)

The Sydney Morning Herald, *NSW Police apologises to Mardi Gras founders the 78ers*, <[https://www.smh.com.au/national/nsw/nsw-police-apologises-to-mardi-gras-
founders-the-78ers-20160304-gnag6v.html](https://www.smh.com.au/national/nsw/nsw-police-apologises-to-mardi-gras-founders-the-78ers-20160304-gnag6v.html)> (Accessed 2019-03-13)

The Sydney Morning Herald, *The Sydney Morning Herald apologises to Mardi Gras*

founders the 78ers, <<https://www.smh.com.au/national/nsw/the-sydney-morning-herald-apologises-to-mardi-gras-founders-the-78ers-20160224-gn26jm.html>>
(Accessed 2019-03-13)